年　　月　　日

（あて先）　岐阜市長　柴橋　正直

　　　　　　　　　　　　申　請　者　　住所

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　氏名

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　電話　（　　　）　　　－

　　　　　　　　　　　　図面作成　　　住所

 及び設計者　　氏名

　　　　　　　　　　　　(申請代理人)

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　電話　（　　　）　　　－

公共施設の管理引継ぎ申請書

　　　　　年　　月　　日岐阜市基管第　　　号（都市計画法第３２条の規定）付けで協議しました下記の公共施設について工事が完了しましたので、都市計画法第３９条及び第４０条の規定に基づく管理引継ぎ及び土地の帰属を申請します。

記

１　公共施設の所在

|  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 番号 | 施設の種類 | 幅　員 | 延　長 | 面　積 | 地　　　番 | 地 目 | 備 考 |
|  |  | ｍ | ｍ | ㎡ |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |

２　工事完了年月日　　　　　　　年　　月　　日

３　開発許可番号　　　　　　　年　　月　　日

　　　　　　　　　　　　　　岐阜市指令都開第　　　　　号の

４　工事施行者　　　住所

　　　　　　　　　　　　　　氏名

 \*　検査済証交付年月日　　　　　　　年　　月　　日　岐阜市指令都開第　　　号の

 \* 広告年月日　　　　　　　年　　月　　日　岐阜市公告第　　　　　号

［注］　\* 印は記入しないでください

公共施設の管理引継ぎ申請について

　都市計画法第39条及び第40条の規定に基づく、開発許可を受けた開発行為又は開発行為に関する工事により設置した公共施設の管理引継ぎについては、次の申請書類が必要です。

（１）　公共施設の管理引継ぎ申請書

（２）　都市計画法第29条規定による許可書の写し

（３）　位置図及び付近図（住宅地図）

（４）　土地利用計画平面図

（５）　公共施設確定測量図

（６）　公共施設の縦断図、横断図

（７）　分筆後の公図の写し

（８）　開発行為に関する工事の検査済み証の写し（後日添付が必要です。）

（９）　登記承諾書兼登記原因証明情報

　　　　**・実印を押印、捨て印も必要です。**

**・１０㎡未満の地積の場合は、小数点２位まで記入してください。**

（10）　印鑑登録証明書（岐阜地方法務局管内法人の場合は省略できます）

（11）　法人の場合は資格証明書の写し（会社法人等番号がわかるもの）

（12）　帰属部分に係る土地の登記事項証明書

　　　　**・抵当権等所有権以外の権利の登記がある場合は申請者において抹消してください。**

**・地目は用途に合わせて申請者において変更してください。**

**（公衆用道路、用悪水路、池沼等）**

（13）　境界杭の写真、帰属部分を含む背景写真

（14）　誓約書

（15）　その他市長が必要と認める図書

［注］上記図書は各１部提出してください（証明書等は１ヶ月以内のもの）

（印鑑登録証明書及び資格証明書については原本１部提出）

誓　　約　　書

　　　　年　　月　　日

 （あて先）岐阜市長

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　申　請　者

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 住　所

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 氏　名

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 電　話 (　　　　) 　　　－

　　　　　年　　月　　日に提出いたしました管理引継ぎ申請書に記載の下記場所の公共施設につきましては、都市計画法第36条第３項の公告の日の翌日から１年間は陥没、崩壊等により補修が必要となった場合は管理者の指示の従い当方の責任において対処するとともに自費による修復工事を施工し工事完了報告書を提出します。

記

１　公共施設の所在　　　岐阜市

２　公共施設の種類

登記承諾書兼登記原因証明情報

私の所有する下記の所有権が、本日都市計画法第４０条第２項の規定に基づく帰属により岐阜市へ移転しましたので、その所有権移転登記されることを承諾します。

年　　月　　日

登記義務者

住所

氏名

（あて先）　岐　阜　市　長

記

土地の表示

|  |
| --- |
| 岐　阜　市 |
| 町丁目・大字 | 字 | 地　番 | 地　目 | 地　籍　㎡ |
|  |  | 　　番 |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |